

(仮称) 動鳴山風力発電事業  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

平成 3 1 年 3 月

自然電力株式会社

## 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	2
(4) 縦覧期間 .....	2
(5) 縦覧者数 .....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	3
(1) 公告の日及び公告方法 .....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数 .....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	4
(1) 意見書の提出期間 .....	4
(2) 意見書の提出方法 .....	4
(3) 意見書の提出状況 .....	4
第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 .....	5

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

平成31年1月11日（金）

#### (2) 公告の方法

##### ①日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成31年1月11日（金）付 熊本日日新聞（別紙1参照）

※平成31年2月5日（火）に開催した説明会についての公告を含む

##### ②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・市政だより天草 平成31年1月号（市民のひろば版）（別紙2参照）

##### ③インターネットによるお知らせ

平成31年1月11日（金）から下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・熊本県のウェブサイト（別紙3-1参照）

[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_25003.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_25003.html)

・自然電力株式会社のウェブサイト（別紙3-2参照）

<http://www.shizenenergy.net/news/89-assess/809-2018-12-26-07-16-25.html>

### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計4箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

#### ①関係自治体庁舎での縦覧

- ・熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）  
（住所：熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号）
- ・天草市役所本庁旧農政局事務所（市民生活課）  
（住所：熊本県天草市本渡町本戸馬場3667番地）
- ・天草市有明支所（まちづくり推進課）  
（住所：熊本県天草市有明町赤崎3383番地）
- ・天草市栖本支所（まちづくり推進課）  
（住所：熊本県天草市栖本町馬場179番地）

#### ②インターネットの利用による縦覧

- ・自然電力株式会社のウェブサイト

<http://www.shizenenergy.net/news/89-assess/809-2018-12-26-07-16-25.html>

### (4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成31年1月11日（金）から2月12日（火）まで  
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

### (5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は天草市役所本庁旧農政局事務所1名、天草市有明支所で1名、天草市栖本支所で2名の合計4名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は393回であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：平成31年2月5日（火）19:30～21:00
- ・開催場所：天草市民センター・大会議室（熊本県天草市東町3）
- ・来場者数：13名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

#### (1) 意見書の提出期間

平成31年1月11日（金）から2月26日（火）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）

②自然電力株式会社への書面の郵送

#### (3) 意見書の提出状況

4名の方から合計で28件の意見が提出された。環境の保全の見地からの意見は27件、その他の意見は1件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要に関しては、本事業に係わる環境の保全の見地からの意見については原文のまま記載している。

表 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■3,000 m<sup>2</sup>となっているが、広葉樹林伐採した場合、湧水の減少等、影響は考えられるが、敷地全体コンクリート舗装されるのか。</p>	<p>敷地内は、風車の基礎部分のみコンクリート舗装を計画しており、全体には舗装いたしません。今後の施工計画のための調査結果も踏まえながら、湧水への影響を回避・低減すべく、保安林等の広葉樹林の伐採を極力回避・低減して参ります。</p>
2	<p>■コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&amp;バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものでなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 方法書においてコウモリ類の専門家へヒアリングを行ったことは評価される。</li> <li>2. 捕獲調査は1地点で複数のかすみ網およびハーブトラップを使用する丁寧な調査を行う必要がある。また、捕獲調査は安全確保の観点から、1晩につき1もしくは2地点程度の調査で実施すること。全地点同時（同晩）にハーブトラップ各地点1台のみ等の調査では、生息種の在不在すら把握できない。</li> <li>3. 捕獲調査時にも、バットディテクターによるコウモリ類の在不在・飛翔状況の記録を取る必要がある。</li> <li>4. 今後の準備書においてもコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類についての十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置が行われることを期待する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コウモリ類の専門家へのヒアリングは不可欠であると考えられることから、実施いたしました。</li> <li>2. ご指摘いただきました点にも留意して調査を実施いたします。</li> <li>3. ご指摘いただきました点にも留意して調査を実施いたします。</li> <li>4. 準備書においても、専門家の意見聴取を実施した上で、予測・評価を実施いたします。</li> </ol>
3	<p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告(*)によれば、実態把握サイト（風力発電施設10サイト）におけるコウモリ類の推定死亡率は年間502.8個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数（257.6羽）のおよそ2倍になる。</p> <p>コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後</p>	<p>コウモリ類の生息状況の把握とそれを踏まえた保全措置の検討は重要であると考えております。今後の手続きにおいても、専門家の意見を踏まえながら、実行可能な範囲で影響の低減を図ってまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213.NEDO,2018</p>	
4	<p>■コウモリ類の保全措置として「稼動制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングやカットイン風速を調整するなどの稼動制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観でなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。</p>	<p>保全措置については現地調査結果及び予測結果を踏まえ検討いたします。</p>
5	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う P300「バットディテクターによる音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 <a href="http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml">http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml</a>）。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。</p>	<p>音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果の取りまとめを予定しております。</p>
6	<p>■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米で確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書に記載した調査、予測及び評価の手法は、発電所アセス省令*に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。</p> <p>以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p> <p>なお、今後も、国内のコウモリ類の専門家へヒアリングを行った上で、最新の知見を含めて、調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>*発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）</p>
7	<p>■専門家へのヒアリング年月日を記載したことは評価される。</p>	<p>ヒアリング年月日も必要であると考えられることから記載いたしました。</p>
8	<p>■コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。凶鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による</p>	<p>得られた音声については、無理に種名を確定せず、グループに分けて利用頻度や活動時間を調査いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラム型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	
9	<p>■コウモリの音声録音について</p> <p>捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと。）</p>	<p>現地での状況を踏まえ、頂いた意見も参考にし、データの取り扱いについて検討いたします。</p>
10	<p>■コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。</li> <li>・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。</li> <li>・ハーブトラップは高空を飛行するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。</li> <li>・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。</li> <li>・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを行わないこと）。</li> <li>・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。</li> <li>・捕獲した個体を素手で扱わないこと。</li> <li>・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。</li> <li>・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コウモリ類の捕獲許可申請は、提出先となる環境省と協議のうえ、適切に実施いたします。</li> <li>・捕獲調査時期については専門家からのヒアリングも踏まえ適切に検討いたします。</li> <li>・かすみ網の使用についても検討いたします。</li> <li>・捕獲したコウモリは麻酔をせず、種名、性別等を記録し、すみやかに放獣いたします。</li> <li>・ハーブトラップは夜間複数回見回るよういたします。</li> <li>・捕獲した個体は持ち帰り飼育いたしません。</li> <li>・捕獲した個体は素手で扱わないよういたします。</li> <li>・冬眠中の個体については覚醒させないよう留意いたします。</li> <li>・冬眠中の個体は捕獲いたしません。</li> </ul>
11	<p>■P307 音声モニタリング調査の調査地点について</p> <p>バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が2か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（6箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>専門家の意見を踏まえ、主に東側と西側で高空を飛行するコウモリ類の利用状況を把握するため、2地点設定いたしました。1地点は風況鉄塔を用い音声モニタリング調査を実施し、尾根上の風車が設置される代表的な地点として位置づけています。もう1地点は、樹高棒を用いた音声モニタリング調査を実施し、地点としてはコウモリが通過する可能性が考えられる鞍部に設置する予定としております。いずれも尾根上の代表的な環境を押さえられるよう、専門家の助言を得ながら設定いたしました。</p>
12	<p>■飛行高度調査の期間について</p> <p>バットディテクターによる飛行高度調査の期間は4月から11月頃まで連続調査することは評価される。同時に気温や風速、降水量なども記録すること。</p>	<p>バットディテクターによる飛行高度調査期間は気温や風速、降水量なども記録するように努めます。</p>
13	<p>■バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>観察時間につきましては、ご指摘の点がカバーされるよう留意して実施いたします。</p>
14	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクター</p>	<p>簡易的にテストした結果から探知距離を整理し、準備書に記載いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>の探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	
15	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について  事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。  事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）に記載されているとおり、以下のように考えております。</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることにより影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない適切な保全措置について検討してまいります。</p>
16	<p>■回避措置（ライトアップアップの不適用）について  ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。  これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることににより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p>
17	<p>■回避措置（ライトアップアップの不適用）について  ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。  つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	
18	<p>■コウモリ類の保全措置（回避）について  樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクだが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクの高リスクとなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。</p>	

19	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110~111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report. Edward B. Arnett and Michael Schirmacher.2010)</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p>
20	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	
21	<p>■コウモリ類の保全措置（低減措置）について</p> <p>コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>	
22	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	
23	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	
24	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	

25	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p>
26	<p>■月2回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>バードストライク及びバットストライクの事後調査は月2回以上の実施を検討いたします。</p>
27	<p>■意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>本事業に係わる環境の保全の見地からの意見については全文を公開いたします。</p>

注：意見の概要は原文のとおり記載している。

○日刊新聞紙における公告

熊本日日新聞（平成31年1月11日（金））

**お知らせ**

**環境影響評価法に基づき、(仮称)動鳴山風力発電事業  
環境影響評価方法書を縦覧致します。**

一、事業者の名称 自然電力株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 磯野 謙  
事務所の所在地 福岡県福岡市中央区荒戸一丁目一番六号 福岡大濠ビル3階  
(仮称)動鳴山風力発電事業

二、対象事業の名称 種類 風力(陸上)  
規模 発電設備出力最大2万5千2百キロワット  
三、対象事業実施区域 天草市栖本町、有明町及び志柿町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 天草市  
天草市役所本庁、天草市栖本支所、天草市有明支所※いずれも土曜・日曜を除く  
平成31年1月11日(金)から同年2月12日(火)まで  
午前8時30分から午後5時15分まで  
<http://www.shizenenergy.net/news/>

六、意見書の提出 電子縦覧  
方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、平成31年2月26日(火)までに一、に記載の事務所の所在地へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催 平成31年2月5日(火)午後7時30分から 天草市民センター大会議室(2F)(天草市東町3)

八、問い合わせ先 自然電力株式会社  
電話番号 092-753-9834 担当 吉原

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

市政だより天草 平成31年1月号(市民のひろば版)

☎…申し込み先 ※申請書などは☎に備えています。

**相談**

**労働・雇用・年金の無料相談会**

とき 1月17日☎午後1時30分～4時30分。

ところ 市男女共同参画センターばばらす・会議室。

相談内容 解雇問題・賃金不払い・リストラ問題・労働災害・雇用保険関係・労働時間・セクハラなど。

※留守番電話対応。

☎県社会保険労務士会天草支部の酒井さん☎0924

**その他**

**風力発電事業方法書の縦覧・説明会**

有明・橋本地域の山間部で計画中の「(仮称)動鳴山風力発電事業」による環境への影響を把握する事前調査について意見を募集します。同事業の説明会も行います。

縦覧期間 1月11日☎～12月12日☎。

縦覧場所 本庁・市民生活課(旧農政局事務所)、市役所橋本支所、有明支所。

意見の提出方法 1月11日☎～2月26日☎までに意見書(縦覧場所に設置)を意見箱に提出してください。

〔説明会〕

とき 2月5日☎午後7時30分～9時。

ところ 天草市民センター・大会議室。

☎自然電力株式会社の吉原さん

☎09247539834

**いつでもどこでもスマートフォンで申告**

スマートフォンでeITaxを使い、所得税の申告ができるようになりました。

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する場合は、専用画面が利用できます。

スマートフォンからeITaxを使用するには、「I

Dとパスワード」が必要です。税務署窓口で発行しますので、本人確認ができる書類を持参してください。

※確定申告相談の受付は、2月18日☎から開始。

☎税務所 ☎2510

※自動音声案内

**危険物取扱者試験**

とき 2月10日☎

ところ 熊本市。

試験種類 甲種、乙種1、2、3、4、5、6類、丙種。

申込期間 ●電子申請…1月1日☎～8日☎ ●書面申請…1月4日☎～11日☎。

※申込方法などはお尋ねください。

☎天草広域連合消防本部予防課 ☎3305 / 各消防署・分署

**教育資金「国の教育ローン」**

「国の教育ローン」は、国内外の高校以上の各種学校

に入学または在学している子どもがいる家庭を対象とした、公的な融資制度です。

融資額 子ども1人につき350万円以内。

※入学金、授業料、教科書代、アパートなどの敷金・礼金・家賃など。

金利 年1・78%固定金利

※母子家庭などは年1・38%(平成30年11月12日現在)。

返済期間 15年以内(母子家庭などは18年以内)。

☎国の教育ローン ☎検査

☎教育ローンコールセンター ☎0570(00)8656

**蔵之元～牛深フェリー「第二天丸」運休のお知らせ**

蔵之元港(鹿児島県長島町)～牛深港を結ぶカーフェリー「第二天丸」が、船舶検査のため1月30日☎から2月5日☎まで運休します。ご理解とご協力をお願いします。

☎三和商船 ☎2103

インターネットによる「お知らせ」

(熊本県のウェブサイト)

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [くらし・環境](#) > [環境](#) > [環境保全](#) > [お知らせ](#) > (仮称) 動鳴山風力発電事業

## (仮称) 動鳴山風力発電事業

最終更新日：2019年1月11日 | 環境生活部 環境保全課 TEL：096-333-2268 FAX：096-387-7612 [✉ kankyohozen@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kankyohozen@pref.kumamoto.lg.jp)

### 【(仮称) 動鳴山風力発電事業】

手続の状況	方法書手続中	
手続根拠	環境影響評価法	
事業者	自然電力株式会社	
事業の種類	風力発電所設置事業 (環境影響評価法施行令別表第1の5 ル(第一種事業))	
事業の規模	発電所出力 最大25,200 kw (計画段階における想定規模)	
事業実施想定区域	熊本県天草市	
配慮書	知事意見照会	平成30年9月13日(木曜日)
	一般意見の募集 及び公告縦覧等	縦覧期間：平成30年9月14日(金曜日)～平成30年10月15日(月曜日)
	現地視察及び 第1回審査会	(現地視察) 平成30年9月27日(木曜日) (第1回審査会) 平成30年10月12日(金曜日) <a href="#">「議事概要」</a>
	知事意見	平成30年11月27日(火曜日) <a href="#">「知事意見」</a>
方法書	公告縦覧	縦覧期間：平成31年1月11日(金曜日)～平成31年2月12日(火曜日) 縦覧場所：熊本県庁(行政棟新館1階情報プラザ) 天草市役所本庁 旧農政局事務所(市民生活課) 天草市有明支所(まちづくり推進課) 天草市栖本支所(まちづくり推進課) 電子縦覧： <a href="#">自然電力株式会社ホームページ</a> (外部リンク) (電子縦覧は平成31年2月12日まで閲覧可能)
	現地視察及び 第1回審査会	-
	第2回審査会	-
	知事意見	-

(自然電力株式会社のウェブサイト)



Home > ニュース > 環境アセスメント

お知らせ

お知らせ

ニュースリリース

メディア掲載(インタビュー)・講演  
情報

採用情報

アーカイブ

- 2018 (46)
- 2017 (29)
- 2016 (45)
- 2015 (60)
- 2014 (31)
- 2013 (33)
- 2012 (11)



- 土地の有効利用を  
表している方
- 発電所建設のための  
資金調達が必要な方
- 発電所の建設事業者を  
探している方
- 発電所の保守運営会社  
を探している方
- 発電所の健康診断を  
したい方
- 発電所(運転開始前)の  
チェックをしたい方
- 自然エネルギー由来の  
電気を購入したい方

採用情報

facebook

ソーラー用語辞典



【環境アセスメント】

「(仮称) 動鳴山風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表・縦覧について

「(仮称) 動鳴山風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表・縦覧について

2019年1月11日  
自然電力株式会社

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 動鳴山風力発電事業 環境影響評価方法書(以下、方法書)」を2019年1月10日付で経営者代表、熊本県知事、天守市長へ送付しました。方法書について、以下のとおり縦覧を行います。

1. 環境影響評価方法書の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・熊本県庁(行政棟新館1階情報フロア)
- ・天守市役所本庁(旧農政局事務所(市民生活課))
- ・天守市橋本支所(まちづくり推進課)
- ・天守市白明支所(まちづくり推進課)

(2) 縦覧期間および縦覧時間

2019年1月11日(金)～2019年2月12日(火)(土曜日・日曜日及び祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

2. 意見の提出

方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置されている意見書(あるいは以下に示す意見書様式の書面)に以下(1)の必要事項をご記入の上、以下(2)のいずれかの提出方法で、ご意見をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見の対象である方法書の名称
- ・環境の保全の見地からの意見(その理由を含む)

(2) 提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けの意見表箱に投函
- ② 当社宛に郵送  
〒810-0062 福岡県福岡市中央区荒戸一丁目1-6 福岡大塚ビル3階  
自然電力株式会社 風力・水力・ハイオマス事業部 宛  
(2019年2月26日(火) 当日消印有効)  
ご意見記入用紙はコチラよりダウンロードください。
- ③ 以下の専用フォームより送付

(3) 提出期間

2019年1月11日(金)～2019年2月26日(火)まで  
郵送の場合は、当日の消印有効です。

3. 計画段階環境方法書の公表・電子縦覧

方法書は、以下のリンクから2019年2月12日(火)まで閲覧することができます。

表紙と目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況\_自然状況

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況\_社会的状況

(自然電力株式会社のウェブサイト)

[第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法\(1\)](#)

[第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法\(2\)](#)

[第7章 その他環境省等にて定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[要約書\(1\)](#)

[要約書\(2\)](#)

**4. 住民説明会の開催**

事業計画と、環境影響評価方法書について、住民の方々への説明会を開催いたします。

天草市民センター2F大会議室（天草市東町3）

2019年2月5日（火）午後7時30分より

**5. お問い合わせ先**

〒810-0062 福岡県福岡市中央区荒戸一丁目1-6 福岡大瀬ビル3階

自然電力株式会社 風力・水力・バイオマス事業部

TEL 092-753-9834

担当：吉原

（土曜日・日曜日・祝祭日を除く 午前9時～午後5時）

